# 異議 申立書

平成27年4月17日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

記

- 1、異議申立人の住所、名前及び年齢 (省略)
- 2、異議申立に係る決定 平成27年2月20日付でなされた異議申立人に対する公文書一部公開決定通知 書(26豊上総第679号)(事実証明書1)
- 3、異議申立に係る決定があったことを知った年月日 平成27年2月21日

## 4、異議申立の趣旨

(1)公開しないこととした部分「①非選定グループの提案書」、「②-1 選定グループの提案書のうち様式 5-1(提案図面)、様式 7-3b(サービス購入費A1、A2、B1、B2提案書)、様式7-4b(設計建設費内訳表)、様式7-4c(維持管理費・運営費内訳表)、様式7-4d(選定事業者の利用収入)、様式7-4e(長期収支計画表)、融資確約書、保険プログラム評価書、その他技術ノウハウ(取引先情報に該当する部分は除く)」の非公開処分を取り消すとの決定を求める。

### 5、異議申立の理由

(1)申立人は、平成26年12月11日付の公文書公開請求書において、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した3グループの提案書」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2)本件請求に対して、実施機関である豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 (以下「実施機関」という。)は、平成27年2月20日付の決定(26豊上総第679号) において「①非選定グループの提案書」は豊橋市情報公開条例(以下「本条例」 という)第6条第1項第2号に該当する(非選定グループが作成した資料が公開さ れることにより法人の社会的評価を低下させるおそれ又は競争上の地位を害す るおそれがあるため)として非公開の決定をした。また、「②-1 選定グループ の提案書のうち様式5-1(提案図面)、様式7-3b(サービス購入費A1、A2、B1、B2提案書)、様式7-4b(設計建設費内訳表)、様式7-4c(維持管理費・運営費内訳表)、様式7-4d(選定事業者の利用収入)、様式7-4e(長期収支計画表)、融資確約書、技術ノウハウ」についても本条例第6条第1項第2号に該当する(事業活動上の機密事項に属する内容等であり法人の競争上の地位を害するおそれがあるため)として非公開の決定をした。

### (3)-1「①非選定グループの提案書」非公開について

ア、実施機関は、「非選定グループが作成した資料が公開されることにより法人の社会的評価を低下させるおそれ又は競争上の地位を害するおそれがあるため」としている。しかし、本条例6条第1項2号でいう「おそれ」については大阪地裁の「行政文書不開示処分取消請求事件」判決からも確認できるように「「法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じ得ると認められる」ものとされている。ところが実施機関はこの蓋然性について、なんら具体的説明もないまま非公開とした。

イ、選定されたグループの提案書はほとんど黒塗りされ非公開部分が多いが一部公開している。選定されなかった団体も当然、同様の措置が取られる筈である。よって、選定されなかった団体の全部を非開示とした理由は、その団体の持つノウハウなど競争上の優位性に関わるものではないと考えられる。

ウ、すなわち、選定されなかったグループの公表そのものが「競争上の地位その 他正当な利益を害する」と実施機関は判断していることになる。

エ、しかし、一般競争入札や総合評価方式による入札を見ても、契約できなかった業者などの情報はこれまでも公開され続けている。それは自由競争が公正に行われる前提として望ましいものであり、公表されることによって正当な利益が損なわれるとは言えないからである。

オ、むしろ、今回契約できなかった団体名等を非開示にすることの方が、誤解や憶測を市民に与えるものであり、情報公開条例第1条の「市が行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深める」趣旨に反するものである。

カ、実施機関は、当該審査委員会による評価・得点を公表している(事実証明書 2)。評価は「I事業計画に関する事項」として 7 項目、「II 設計・建設及び施設 能力に関する事項」として 9 項目、「Ⅲ維持管理・運営業務に関する事項」について 7 項目、「Ⅳその他」として 2 項目の計 25 項目にわたってランク付けしている。この公表をしながら当該提案書を本条例第 6 号第 1 項 2 号に該当するとしている。この両者の処分に整合性がない。

キ、以上ア〜カより実施機関が非公開とした理由は本条例の非公開理由に該当せず、不当に情報公開を狭めていると言える。本条例第1条に保障する、市民にとってわかりやすい「市民の知る権利」を明らかに否定するものであり違反しているので取り消すべきである。

(3)-2、「②-1 選定グループの提案書のうち様式 5-1(提案図面)、様式 7-3b (サービス購入費A1、A2、B1、B2提案書)、様式7-4b(設計建設費内訳表)、様式7-4c(維持管理費・運営費内訳表)、様式7-4d(選定事業者の利用収入)、様式7-4e(長期収支計画表)、融資確約書、」非公開についてア、様式5-1(提案図面)非公開について

本件事業は既に契約された事業である。図面は、今後建設に着工すれば当然市民の目に触れるものである。全く本条例第6条第1項第2号に該当しない。実施機関が責任をもって選定した業者の図面である。豊橋市民はこの事業に148億円余の税金を支払うことになる。この図面こそ実施機関は公表し市民に説明すべきである。

イ、「様式 7-3b(サービス購入費A1、A2、B1、B2提案書)、様式7-4b(設計建設費内訳表)、様式7-4c(維持管理費・運営費内訳表)、様式7-4d(選定事業者の利用収入)、様式7-4e(長期収支計画表)、融資確約書」非公開について

本件事業の財源は豊橋市民・納税者による税金である。本件事業の資金がいかなる方法で運営されるかを当然納税者は知る権利があるし、実施機関は説明義務がある。全く何の説明もなく非公開とした決定はあまりに豊橋市民を愚弄した行為である。住民の知る権利を踏みにじる行為であり、猛省を求める。

実施機関が、本条例第6条第1項第2号に該当するとして非公開理由にあげたことは、本条例第1条のいう「目的」、「趣旨」、「解釈及び運用」に違反する捉え方である。条例1条を順守し「市民にとって理解しやすい」説明責任を果たすべきである。

ウ、一般論として技術ノウハウについては、蓄積された技術が公表されることによる不利益は十分に考えられることから非公開とすることに請求人は異論ない。

しかし、本件請求に関して「技術ノウハウ」として非公開にされた部分は、「おそれ」の蓋然性について具体的理由説明もないまま黒塗りし非公開としている。また明らかに本条例第6条第1項2号の趣旨を逸脱し、不当に拡大解釈して非公開としているので非公開処分の取消を求める。その事例の一部を以下○~○に挙げる。

例えば豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業提案書類1ページについて

- 基本方針の②を一部黒塗りし非公開にしている。これは選定業者の基本方針としている文書である。
- 特徴・コンセプト①については、その項2行目を一部黒塗りし非公開にしている。「全面採用」とあるが、何を採用するかを現段階に至っても非公開にする必要があるのか。
- 同じくその項4行目 導入する中身を黒塗りし非公開にしている。このことは 逆に豊橋市民に不安を与える。市民に説明すべき内容である。
- 回 同じくその項5行目 実績を誇る代表企業自社製であるならPRになることは あっても絶対に不利益を与えるものではない。一般的には率先して公表すべき 内容である。ところが黒塗りして非公開である。
- 国 特徴・コンセプト②については、その項 1 行目 「生ごみ」についてその内容を」黒塗りし非公開にされているため、どんな生ごみが受け入れられるのか、について市民は知ることができない。
- 同じくその項 2 行目 発酵不適物の説明を黒塗りし非公開にしている。市民の協力を得るための手段のようであるので、これは市民に知らせるべき内容である。
- ① 特徴・コンセプト③については、20年間継続するために利用先を確保すべき 内容のようであるが、その部分を黒塗りし非公開にしている。継続が確保されな ければ市民は不安である。積極的に公開し説明責任を果たすべきである。
- 効率的な施設配置について、その効果すべてを黒塗りにしている。

この効果は本件事業に選定された主因になっていると思われる。これが秘密 事項にあたるというのであろうか?建設着工されれば当然市民が知るところとな る情報である。それよりもこの情報は実施機関が責任と誇りをもって市民に知ら せるべき情報のはずである。

以上〇~①に述べるように、提案書 1 ページだけでも不当に、本条例第 6 条 第 1 項第 2 号を拡大解釈し、非公開としていることは明らかである。これらを非公 開にしたことから言えることは、そもそも実施機関は本条例の目的や意義を正し く解していないと考えられる。当該事業は既に契約され建設着工される事業で ある。このことを踏まえれば、豊橋市民積極的に情報を公開し理解を求めるのが行政のあるべき姿のはずだ。本件請求の決定は、業界側のみに目を向けた判断であり、豊橋市民に少しでも情報を与え行政と市民の信頼関係を築こうとする姿勢が全く見られない。

当該提案書類について実施機関が、技術ノウハウを理由として黒塗りし非公開にしたと推察できる部分は、本条例が定める「非公開とすべき技術ノウハウ」には当たらない。不当に拡大解釈して本条例6条第1項2号に該当しないにもかかわらず非公開としたことは十分に考えられる。

以上の理由から黒塗り部分(公開しないこととした②-2,②-3を除く)及び「技術ノウハウ」の非公開処分を取り消すよう求める。

#### 6、まとめ

公共事業は、私たち住民の生活に大きくかかわる問題である。特にバイオマス利活用施設整備・運営事業は豊橋市の将来にわたって持続可能なエネルギー創出に関わる事業である。およそ150億円を投じる大事業である。いかなる審査を経て決定されたのか、について実施機関は積極的に説明する責任がある。

本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する 責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限 に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめる べきである、とする目的に違反している。

7、異議申立のより詳細な理由は追って述べる。

#### 8、実施機関(処分庁)の教示

「この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から 起算して60日以内に、水道事業及び下水道事業管理者に対して異議申し立て ができます。」との教示をうけた。

事実証明書1:本件公文書一部公開決定通知書(26豊上総第679号)

事実証明書2:応募者別集計表(メモは申立人が書いた。)